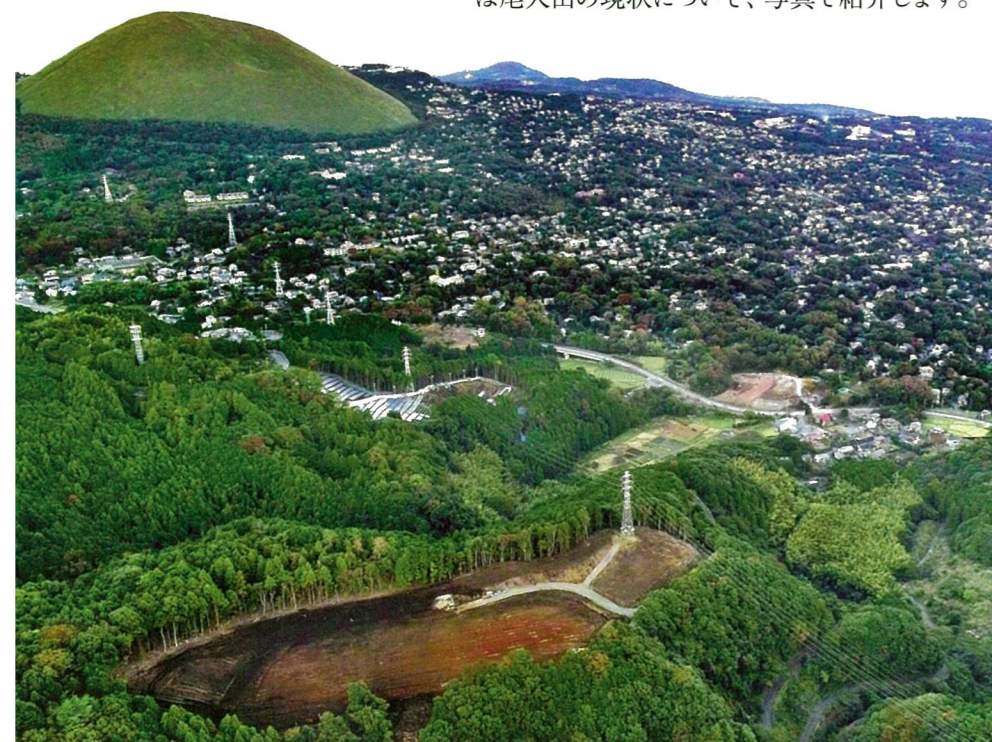


尾入山からの報告 写真で見る尾入山の現状

尾入山で不法伐採が2017年11月に発覚してから今年で7年目になります。原状回復に向けて、2019年から県の指導の下に少しずつではありますが、工事が行われてきています。違法伐採が発覚した時、裸の山になっていた尾入山の姿はいまだに記憶に新しい所ですが、今回は尾入山の現状について、写真で紹介します。



尾入山の不法伐採地の全景 (2017年当時)



試験施工地の現状



試験施工地の現状



今なお続くがけ地の崩落(B工区の現状)



不法伐採された保安林地区では



尾入山の不法伐採地の全景



今なお続くがけ地の崩落(A工区の現状)



仮設沈砂池

支援金のお願い



- ゆうちょ銀行からは：記号12380 番号62117081
- ゆうちょ銀行以外の金融機関からは：
[店名] 二三八(ニサンハチ) [店番] 238
普通預金[口座番号] 6211708
- [口座名] イズコウゲンメガソーラーソシヨウラシエンズルカイ

行政裁判のための費用が必要です地域の環境を守るためにみなさまのご支援をよろしくお願いいたします



<http://izukougen-ms.com/>

メガソーラー通信

第25号 2023年1月25日

守ろう! 私たちの地域。美しい海と山を

発行人: 伊豆高原メガソーラー訴訟を支援する会

☎080-6900-6869

いま伊豆高原メガソーラーに何が起きているのか

建設現場の動きと新たな工事許可をめぐって

昨秋からの事業者の動き

昨秋、県道中大見線に接する事業地入り口付近で車の出入りがよく見られるようになり、12月に入ると工事のためと思われる人や機材の搬入の動きが目立つようになりました。また今年に入って、事業地入り口付近の空き地にプレハブの建物が3棟建ち上がり、県道に接するところが駐車場として使われています。

宅造法の許可処分の取消・無効を求めて裁判で争っている最中ですが、許可は下りている状態なので、事業者は造成工事はできます。しかし、2019年2月に下された河川占用不許可処分によって大規模な切土盛土を行うための大型重機の搬入ができないため、2019年3月頃から実質的に建設工事は中断していましたが、急に動きが出てきました。新たな事業者の動きの背景に何があったのでしょうか。

「河川占用裁判」の結果、工事の中断は継続中

河川占用不許可処分については、事業者が取り消しを求めて裁判で争っていましたが、2021年4月の東京高裁判決で、2019年2月の不許可処分は取り消されたものの、不許可処分そのものは伊東市長の裁量権の逸脱には当たらないとして判決理由の中で認められています。これに従って伊東市が同年7月に再度不許可処分を出したので、事業者が建設工事を進められない状況は依然として続いています。

確約書にあったもう一つの問題

東京高裁で伊東市が河川占用不許可処分について争っているさなかに、伊東市長の確約書問題が発生しました。この確約書は、河川占用の不許可処分の取消が裁判で認められたら速やかに許可を出すことを約束するものですが、もう一つ大きな問題があって、確約書の第1項に「現在申請中の宅地造成等規制法に基づく変更許可申請の審査について、他の事業者と分け隔てなく、迅速に対応するものとします」と記載されていたことです。当時、私たちはこの変更申請は2018年7月に提出された変更許可に基づく建設工事の部分変更であると受け止めていましたが、実は、これまでの許可内容を大幅に変更する「変更申請」であることが今年になってはっきりしてきたのです。これまでに許可された工事内容とは違って、工事目的は同一でも、実質的には新たな建設工事として申請しなければならないはずのものであったと私たちは見えています。

なぜ新たな変更許可が出ていることがわかったか

秋になって事業地入り口付近での事業者の動きが目立ち始めたため、12月半ばに事業地入り口周辺を見に行ったら、工事許可看板に、工事期間が令和4年7月25日～令和11年3月31日に変更されていることを発見、すぐに都市計画課に電話したところ、第2回目の変更許可を7月に提出しているとの回答がありました。その時、最初の変更許可より



1月に建ち上がった建設事務所

も書類数が多いことも確認しました。そして、今事業者がやっている工事は、9月に伊東市が出した防災工事の指示に基づくものであることもわかりました。本体工事ではありません。

情報公開で許可内容を把握しようとしたが

第2回目の変更許可が大規模であることから、私たちの裁判に影響を与えるものではないかと判断、工事の概要を知るために許可書類の一部を情報公開で請求しました。伊東市は、1月10日に情報公開決定期間延長通知書を送ってきました。延長する理由として「(仮称)伊豆高原メガソーラーパーク発電所宅地造成工事変更許可申請書(第2回)の図面類約5,700枚の中から当該請求内容に該当する図面類を選別・印刷する必要があり、時間を要するため」と記載してきました。私たちが情報公開で求めた書類は20枚ほどで、それも書類別に分けて別々に請求しています。工事の概要がわかる程度の、申請書類の初めにあるような書類です。都市計画課は申請書類を審査した部署でもあり、すべての書類を審査しているので、私たちが請求した書類がどこにあるかは当然すぐにはわかるはずですが、何のために情報公開を遅らせているのでしょうか。ただ、少なくとも5,700枚に及ぶ書類が提出されたことがわかり、大規模な変更が行われていると推察することができました。

第2回目の変更申請が出されてから、許可されるまではどのような時期だったのか

情報公開で資料を取得していないので正確なことは不明ですが、確約書に関する伊東市の政治倫理審査会の報告書から推察するに、2020年の秋頃に第2回目の変更申請が出されたとみられます。「河川占用裁判」で伊東市が6月に東京高裁に控訴した後のことで、私たちが第1回目の変更許可の取消と最初の宅造許可の無効確認を静岡地裁で争っている時期です。しかし伊東市は、裁判の当事者である原告や裁判関係者、また地元の住民に変更申請が提出された事実を知らせず、さらに第2回目の変更申請を許可した2022年7月以降にあっては許可が出た事実すら知らせてきていません。マスコミ報道もないので、公表していないのではないのでしょうか。変更申請した事実、これを許可した事実、許可された変更内容を明らかにしていないのです。

第2回目の変更許可における許可条件違反行為とは

住民の安全と安心、利益を守るのが伊東市の重要な役割

事業者から住民に説明が全くなかったことは、許可条件違反です。伊東市が最初の宅造許可を出したときに「地域住民等と対話を図り、地域住民等への事業説明を行い、理解が得られるように努めてください」と事業者に通知し(伊都第298号)、許可条件の第9項で「工事における安全管理について、あらかじめ地元区、町内等に説明すること」と明記しています。これに従うならば、2018年2月の宅造法に基づく工事許可の変更であることから、まず地域住民に説明するよう指導することは当然であり、また安全管理の有様にも変化があるはずで、許可条件第9項の遵守を指導するのが当然です。伊東市はきちんと指導したのでしょうか。事業者が実行していないのであれば、何らかの処罰があって当然ですが、処罰という事実も確認できていません。地域住民が第

2回目の変更許可を知ったのは許可が出されてから5か月後です。十分な期間があったのに、許可条件違反で事業者を処分することもしていないのはなぜでしょうか。

今回の変更許可で事業者はメガソーラーを建設できるか

結論としては、メガソーラーを建設できません。理由は次の2つです。

1 河川占用不許可処分が妥当であることは、東京高裁の判決で明らかです。いま静岡地裁で事業者は再度不許可処分の取消を争っていますが、上級審の判断で妥当とされた不許可処分を取り消すことは極めて難しいと言えるため、2019年3月から工事が中断している状況がそのまま続くことになります。これまでの許可の下で想定してきたような土地造成はできず、メガソーラーの建設は不可能です。

2 八幡野川を渡る橋がかげられず大型重機を使用できなくても、長い時間をかけて作業して土地造成することは可能でしょう。大型重機を使用しない中での土地造成なので、大規模な切土盛土の工事は無理でしょうが。しかし、土地造成ができたとしても太陽光発電所を建設するためには太陽光パネルを敷かなくてはなりません。伊東市のいわゆる太陽光発電所規制条例によれば、条例に従って事業の届け出があっても規定を超える規模なので市長はNOということになります。これによって太陽光発電設備を設置できず、当然太陽光パネルを敷くことはできません。

この条件をクリアしようとして、事業者は伊東市を相手に、彼らの事業が太陽光規制条例の適用対象ではないこと及び河川占用不許可処分の取消を求めて静岡地裁に提訴しています。条例適用と河川占用不許可処分が妥当であることの判断は上級審である東京高裁の判決で確定していますので、静岡地裁で覆されることは極めて想定しがたいことです。第2回目の変更許可が下りてもメガソーラー建設はできないという結論になります。

伊東市政治倫理審査会に一言

伊東市長の確約書問題に関する政治倫理審査会(以下政倫審と略す)は、2021年8月5日付市長からの審査要請通知に基づき、第1回の審査会を8月26日に開催、12月17日の第4回審査会で審査結果報告書案を作成、2021年12月21日に報告書を提出しています。政倫審は、提出された書類をもとに事

伊東市が住民の安心・安全と利益を守る立場に立っているならば、今回のような事態は起こらなかったはず、誰のための伊東市か、それが再び問われています。

審査について迅速な対応をすること(中略)を確約書に記載することで了承した」と記しています。今となっては、事業者に対する許認可とは、宅造法に基づく変更申請許可のことであることは明白ですが、少なくとも政倫審はこのことを検証しておくべきではなかったのでしょうか。政倫審が行った市長への質

問の結果報告では、この件は全く触れていません。伊東市も2021年6月に確約書の説明を行ったとき、確約書に記載されている事項であり、すでに都市計画課で審査していた申請であったにもかかわらず、宅造法に基づく変更申請には触れていません。政倫審はこの問題を最初から追及していません。

特別委員会の設置が、2022年6月定例市議会で請願案件として提出され、反対多数で請願は退けられましたが、今回の変更許可問題で市が自ら検証する仕組みの政倫審では検証がきちんとなされないことが明らかになったわけで、伊東市以外の目で審議しなければならぬことが立証されたと言えます。

